

# 公益財団法人 登別育英会奨学生選考基準

## 1. 方針

登別市内に居住するものの子弟で、かつ他の奨学金の給与を受けていない者を選考の対象として、向学心に富み、有能な資質を持ちながら、家庭の経済的理由により修学困難なものについて、人物、学業、健康及び家計の各項を精細に検討し、これに総合判定を加えて選考する。

## 2. 人物について

学習活動その他生活全般を通じて態度、活動が健全で、将来、良識ある社会人として活動できる見込みがあること。

## 3. 学業について

中学校、高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学における最近1年間の学業成績が、同学年の生徒、学生の平均水準より上位にあると認められるもの。

中学校における最終学年の学習成績は、履修教科の評定を合計し、これを全履修教科数で平均した値が3.5以上であればよい。

高等学校における最終学年の学習成績は、履修教科の評定を合計し、これを全履修科目数で平均した値が3.0以上であればよい。

なお、5段階法によらない評定については、5段階に換算して評定する。

## 4. 健康について

身体が健強で、将来就学に耐えられると認められる者。ただし、身体に異常があっても、就学に支障がないものは差し支えない。

## 5. 家計について

本人の属する世帯の生計を維持する者の1年間の【総収入金額】から必要な経費（給与所得の場合は別表1により算出した【控除額】及び別表2における【特別控除額】を差引いた金額が別表3に示した【収入基準額】を下回れば概ね対象とされます。

- |             |   |
|-------------|---|
| (1) 世帯人員の認定 | 本人の属する世帯とは、同居、別居を問わず、本人と生計を一にする家族世帯をいう。 |
| (2) 総収入金額   | 世帯の生計を維持する者の総収入（例：父の年収＋母の年収）            |
| (3) 控除額     | 別表1より算出する。                              |
| (4) 特別控除額   | 別表2より算出する。                              |
| (5) 認定総収入金額 | 総収入金額から控除額と特別控除額を差引いた金額をいう。             |
| (6) 収入基準額   | 別表3のとおり                                 |

別表 1

**給与所得の場合による控除額**

(A) 最多収入者

年間収入金額	控 除 額
400万円以下の場合	年間収入金額×0.2+214万円  (ただし、収入金額が268万円以下の控除額は収入金額と同額)
400万円を超え781万円以下の場合	年間収入金額×0.3+174万円
781万円を超える場合	408万円

(B) その他の収入者

年間収入金額	控 除 額
65万円以下の場合	年間収入額と同額
65万円を超え180万円以下の場合	年間収入額×0.4 (ただし、控除額が65万円未満の場合65万円)
180万円を超え360万円以下の場合	年間収入額×0.3+18万円
360万円を超え660万円以下の場合	年間収入額×0.2+54万円
660万円を超え1,000万円以下の場合	年間収入額×0.1+120万円
1,000万円を超え1,500万円以下の場合	年間収入額×0.05+170万円
1,500万円を超える場合	

生計を維持する者のうち、給与所得の年間収入金額が多い者（給与所得のある者が1人の場合を含む。）にあつては（A）の表、少ない者にあつては（B）の表を適用する。なお、年間収入金額が同額の場合については、いずれか一方の者は（A）の表、他方の者は（B）の表を適用する。

公益財団法人登別育英会奨学生選考基準

別表2 特別控除額

特 別 事 情	特 別 控 除 額			
(1) 母子・父子世帯であること	99万円			
(2) 就学者のいる 世帯であること (児童・生徒・学生1人につき)	小 学 校		31万円	
	中 学 校		46万円	
	区 分		自宅通学	自宅外通学
	高等学校	国・公立	39万円	69万円
		私 立	88万円	118万円
	高等 専門学校 1－3年	国・公立	39万円	69万円
		私 立	88万円	118万円
	専修学校 短期大学 大学	国・公立	74万円	121万円
私 立		133万円	180万円	
(3) 障がいのある世帯である こと	障がい者1人につき 99万円			
(4) 父母以外の者で所得を得 ている者がいる世帯である こと	父母以外の者の所得者1人につき380,000円。 ただし、その所得金額が380,000円未満の場合は、その所得額。			
(5) 出願者控除	専修学校・短期大学・大学		74万円	
	高等学校・高等専門学校	自宅外通学	39万円	

別表3 収入基準額

世帯人員	年額（高等学校・高等専門学校）	年額（専修学校・短期大学・大学）
1人	103万円	139万円
2人	165万円	198万円
3人	190万円	212万円
4人	206万円	229万円
5人	221万円	239万円
6人	234万円	250万円
7人	246万円	262万円
8人以上	257万円 (1人増すごとに、これに11万 円を加算する。)	274万円 (1人増すごとに、これに12万円 を加算する。)